

消費税実務は複数税率でより煩雑に！

# 軽減税率・インボイス方式の実務対応と 税率10%へのアップに伴う経過措置の総点検

早期対応が必要な重要項目を総点検！！

横浜会場

平成31年 **1月24日(木)**

- ★ 軽減税率対象品目の対象範囲を具体例で詳しく解説！
- ★ 経過的な請求書等保存方式、売上税額・仕入税額の簡便計算の特例は！
- ★ いまから対応が必要な税率アップに伴う経過措置や国税庁公表の3つのQ&Aについても詳しく解説！

ご承知のとおり、消費税の税率が平成31年10月1日以後の取引から8%から10%にアップされます。これに伴い、その実務対応はかなり煩雑になると予想されます。特に、軽減税率の適用対象となる飲食料品の範囲について、適用対象から外れる外食や、飲食料品と飲食料品以外をセットで販売するものについては、軽減税率対象品目の判定が困難なケースが多く生じます。まずこの点について具体例を交えて解説します。

また、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス方式が平成35年10月1日から導入されますが、それまでの間、現行の請求書等保存方式をベースにした様々な経過措置が講じられており、その実務が気になるところです。具体的には、帳簿や請求書等（レシートを含む）に標準税率分と軽減税率分をどのように区分して記載または表示するのか、中小事業者に認められる売上税額の簡便計算の特例や仕入税額の簡便計算の特例等はどうなっているのかなど、これらの点についてもレシートの表示例、計算例も挙げて説明します。レジ対応、インボイス方式の内容も解説します。さらに、平成31年10月1日の10%への引き上げに伴い、旧税率8%の適用を認める様々な経過措置があり、実務担当者はあらかじめその内容を確認することが必要です。これについても、時間をかけて説明いたします。

今回の消費税の適用に係る改正の影響については、飲食料品小売業のような売上や仕入が軽減税率対象品目となっている事業者に限られるものではありません。早めの実務対応が必要です。是非この機会にご参加を賜りますよう、ご案内申し上げます。

講師

税理士 **小池敏範** 氏

小池税理士法人・代表。大手企業、中小企業の税務申告代理及び税務相談、経営指導にあたる一方で、法人税・消費税等に関するセミナー講師としても活躍中。

【著書】「主要勘定科目の法人税実務対策」「誤りやすい役員給与の法人税実務」「法人税・消費税の接点と相違点」「わかりやすい法人税」「誤りやすい消費税の実務」（税務研究会出版局）、「寄附金・会費・分担金・租税公課」「簡易課税制度」（中央経済社）他多数。

時間

10:00 ~ 16:30（受付開始 9:30）

場所

神奈川産業振興センター 14F  
横浜市中区尾上町 5-80

受講料

1名様につき（テキスト、お弁当、税含む）

■ **会員**（税務研究会「A又はB」会員）…**25,000円**

■ **読者**（税務通信、経営財務等購読）…**29,000円**

■ **一般**（会員又は読者に該当しない）…**39,000円**

※ 当セミナーは、会員特典「無料クーポン券」対象講座です。  
ご利用の場合は、クーポン券にてお申込み下さい。

※ 受講料は、開催日前日までにお支払い下さい。

※ キャンセルの場合は、開催日の前営業日の15時までにご連絡下さい  
（受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります）。

代理の方のご出席もお受けいたします。

当日欠席された場合は、返金いたしかねますのでご了承下さい。

申込方法

ホームページからお申込み頂くか、裏面「申込書」に必要事項をご記入の上 FAX にてお申込み下さい。  
お申込み受付後、受講票（請求書付き）をお送りいたします。

## I 軽減税率制度の実務対応

- (1) 酒類及び外食を除く飲食料品の範囲と留意点
  - ① 食品表示法に規定する食品の範囲とは
  - ② 飲食料品の範囲から除かれる「酒類」の範囲とは
  - ③ 飲食料品の譲渡から除かれる「外食」の範囲は
- (2) 飲食料品と飲食料品以外のもののセット販売
  - ・軽減税率が適用される「飲食料品の全体に占める比率が3分の2を超え、かつ、商品価格が1万円以下」となるものの具体例
- (3) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の範囲
- (4) 軽減税率制度実施後の税額計算の仕方

## II 複数税率制度の導入に伴う実務対応

- (1) インボイス制度が導入される間までの実務対応
  - ① 区分記載請求書等保存方式の導入
    - ・帳簿、請求書等の追加記載事項
    - ・請求書、レシートの表示例
  - ② 売上税額の簡便計算の特例の具体的な内容と実務上の留意点
    - ・50%等の一定割合を用いて簡便的に売上税額を計算できる。
  - ③ 仕入税額の簡便計算の特例の具体的な内容と実務上の留意点
    - ・中小事業者は1年間に限り一定割合を用いて簡便的に仕入税額を計算できる。
    - ・簡易課税制度を事後選択によって適用できる。

## (2) インボイス制度の導入

- ① 適格請求書等保存方式(インボイス方式)の概要
- ② 適格請求書発行事業者登録制度
- ③ 適格請求書の記載事項
- ④ 適格簡易請求書の記載事項
- ⑤ 適格請求書発行事業者の義務等
- ⑥ 仕入税額控除の要件の見直し
- ⑦ 売上税額の計算方法
- ⑧ 仕入税額の計算方法 ほか

- (3) 本業で飲食料品を扱わない企業の仕入税額控除
  - ・来客用のお茶や飲食料品の購入や昼食時に提供する弁当や食堂の出前は軽減税率の適用となる。

## III 税率アップに伴う経過措置の総点検と実務対応

- (1) 施行日(平成31年10月1日)に係る経過措置
  - ① 旅客運賃等、② 公共料金等、③ 家電リサイクル料金、④ 長期割賦販売等、⑤ 工事進行基準を適用する工事の請負、⑥ 小規模事業者等に対する経過措置、⑦ 予約販売に係る書籍等、⑧ 通信販売 ほか
- (2) 施行日の他に指定日(平成31年4月1日)も絡む経過措置
  - ① 工事等の請負、② 資産の貸付け、③ 前払式特定取引に該当する役務提供
- (3) 平成31年10月1日以降に売上返品、値引き等があった場合、同日以降に仕入返品、値引き等があった場合の税率適用
- (4) 税率引き上げ前後の駆け込み・反動減の国による平準化策

# 申込先 FAX.045-263-2825

HP

「軽減税率・インボイス方式の実務対応と税率10%へのアップに伴う経過措置の総点検」(1/24) セミナー申込書 No.121225

顧客コードNo.								受講料区分	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 読書 <input type="checkbox"/> 一般	申込日:平成 年 月 日
会社名										
所在地	〒_____									
TEL	( ) -				FAX	( ) -				
受講者①	部 課 名	役 職 名			税理士登録番号	氏 名				
					No.	フリガナ				
※ E-mail										
受講者②	部 課 名	役 職 名			税理士登録番号	氏 名				
					No.	フリガナ				
※ E-mail										

※個人情報の取扱いについて…ご記入頂いた個人情報は、商品の発送、サービスの提供に使用させていただくほか、当社がおすすめる他の商品・サービスのご案内にも 使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。なお、E-mail については、当セミナー会場変更等のご連絡にも使用する場合がございますので、必ずご記入してください。ご記入の際は、アルファベットや記号は、判別しづらい場合がありますので正確にご記入いただきますようお願いいたします。